

一〇 国会決議の効力

一 国会は国権の最高機関であり、政府においては、この国会の意思として示された国会決議の趣旨を十分尊重して行政を遂行すべきことは当然のことである。

したがって、政府としては、国会を構成する衆議院又は参議院の決議がなされた場合には、その趣旨を尊重し、その実現のために努力すべき政治的責任を負うものと考えられる。

しかしながら、国会決議は法律とは異なるものであり、法的拘束力まで有するものではない。

二 したがって、仮に政府の行政運営が国会決議の趣旨からみて適当でないという事態が生ずるとすれば、これは政府の国会に対する政治的責任の問題として考慮していくべきものであり、それが違法であるとか無効であるとかという法的効力の問題にかかわるものではないと考えられる。

(備考) 国会決議の解釈については、最終的には、有権解釈は国会にあるが、国会決議との関係での対応措置を検討するに当たって、国会決議に抵触することのないようその趣旨について政府としての解釈を行うことは、考えられるところである。

(国会答弁例)

衆・商工委 昭四五・六・一一  
真田内閣法制局第一部長 答弁

○真田説明員 . . . 御質問の趣旨がやや受け取りにくい点もございますけれども、私のほうとしては、決